

# メンタルヘルス対策の概要

令和8年5月29日（金）

令和8年度地域精神保健福祉業務連絡会兼第2回保健所職員研修  
疾病対策課 精神保健担当

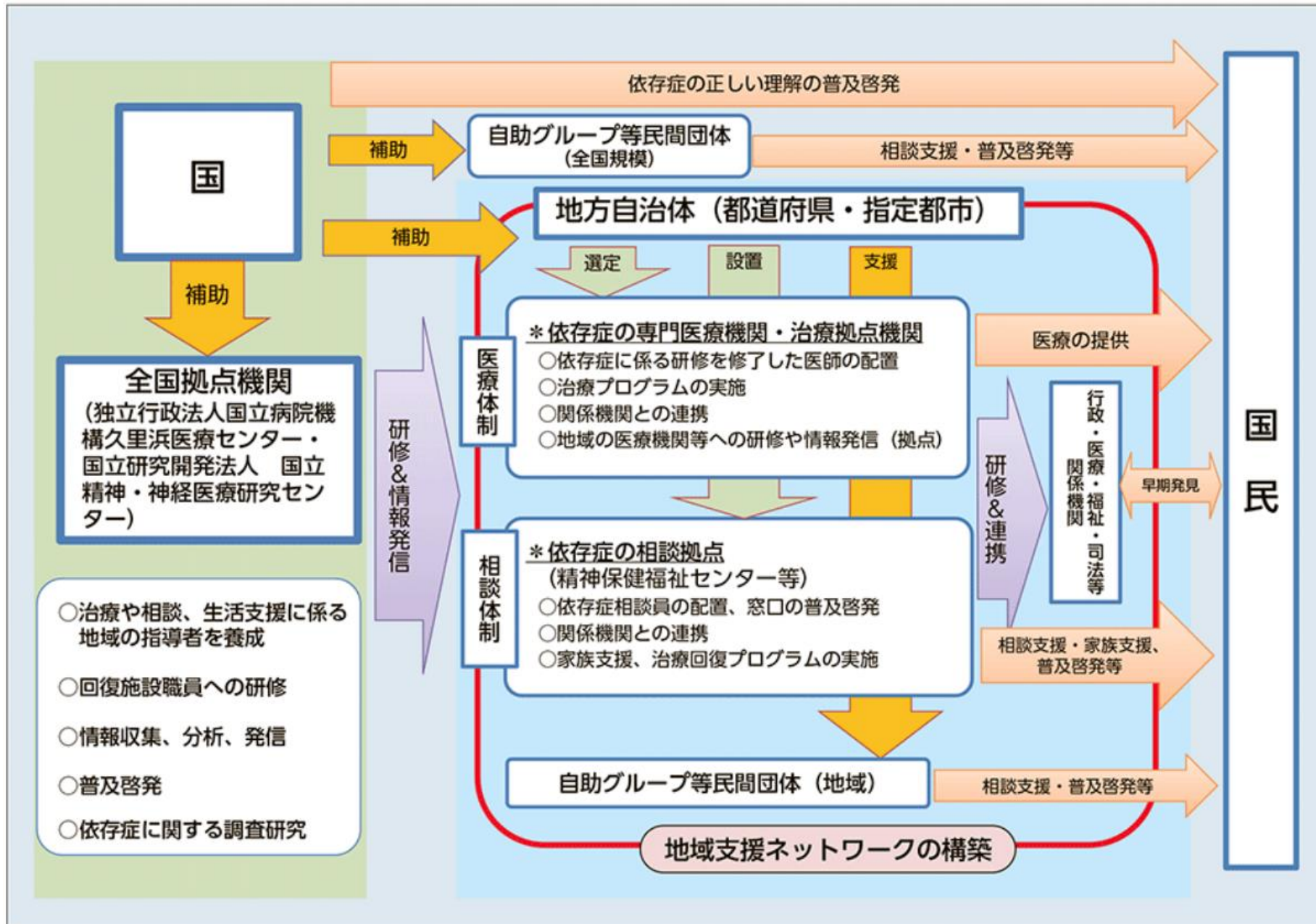
○依存症対策

○ひきこもり支援

○自殺対策

# ○依存症対策

# 依存症対策の全体像



# 依存症対策に関する動向

時期	国動向	県動向
2014. 6. 1	「アルコール健康障害対策基本法」施行	
2016. 5. 31	「アルコール健康障害対策推進基本計画」の策定	
2016. 12	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律 (ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議設置)	
2018. 10. 5	「ギャンブル等依存症対策基本法」施行 (第13条に県計画の策定が努力義務規定)	
2018. 3		「埼玉県アルコール健康障害対策推進計画」 策定
2018. 4. 1		埼玉県依存症治療拠点機関・埼玉県依存症専門医療機関 設置・埼玉県依存症相談拠点機関の設置
2019. 4. 19	「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の策定	
2020. 11. 12		ギャンブル等依存症専門会議(新規)
2020. 2月	ゲーム依存症対策関係者連絡会議の開催	
2020. 11. 16		アルコール健康障害対策推進会議
2021. 2. 3		第2回ギャンブル等依存症専門会議
2021. 3. 26	「アルコール健康障害対策推進基本計画(第2期)」変更	
2022. 3. 25	「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の変更	埼玉県依存症対策推進計画
2024. 4. 1	「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を公表(2月19日)	埼玉県地域保健医療計画(依存症対策推進計画統合)
2025. 3. 21	「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の変更	
2025. 6. 25	「ギャンブル等依存症対策基本法」一部改正	

# 埼玉県依存症対策事業における会議体系について

## ギャンブル等依存症専門会議委員構成

### 学識経験者等

・一般社団法人埼玉県医師会・学校法人敬心学園日本福祉教育専門学校  
精神保健福祉士学科・ギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部・埼玉弁  
護士会・埼玉司法書士会・さいたま保護観察所

### 関係行政機関

・さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課  
・さいたま市こころの健康センター

### 関係事業

・川口市公営競技事務所・戸田オートレース企業団・総務部(県営協議事務  
所)・埼玉県浦和競馬組合・埼玉県遊技業協同組合

### 埼玉県

・福祉部(精神保健福祉センター)・保健医療部(県保健所)・県立病院機  
構(精神医療センター)・教育局(保健体育課)・警察本部(生活安全総務課、  
保安課)・事務局(保健医療部副部長、疾病対策課)

## アルコール健康障害専門会議 委員構成

### 学識経験者等

・一般社団法人埼玉県医師会・八戸学院大学健康医療学部教授  
・公益社団法人埼玉県断酒新生会

### 関係行政機関

・さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課

### 埼玉県

・県民生活部(青少年課、人権・男女共同参画課、防犯・交通安全課)・福  
祉部(精神保健福祉センター、地域包括ケア課)・保健医療部(健康長  
寿課)・県立病院機構(精神医療センター)・教育局(保健体育課)・警察本部  
(少年課、運転免許課)・埼玉県産業保健総合支援センター・事務局(保健  
医療部副部長、疾病対策課)

・オブザーバー:埼玉県小売酒販組合、埼玉県料飲業生活衛生同業組合  
アルコールクス・アノニマス

## 各会議の委員構成

### 埼玉県依存症対策推進会議

1	一般社団法人 埼玉県医師会	5	依存症相談拠点機関 代表者	9	保健所長会
2	アルコール健康障害 専門会議代表者	6	依存症治療拠点機関 代表者	10	教育局保健体育課
3	ギャンブル等依存症 専門会議代表者	7	保健医療部薬務課	11	警察本部少年課
4	久里浜医療センター	8	保健医療部健康長寿課	12	さいたま市

↑ 協議結果報告 ↑

アルコール健康障害専門会議

ギャンブル等依存症専門会議

## 各会議の役割

### 埼玉県依存症対策推進会議

各専門家会議での協議結果について報告を受け、県の依存症対策を総合的に進める方針や新たな施策を決定する。  
また、個別法のないゲーム障害やネット依存についても、その対策を協議し、施策に反映させる。

### アルコール健康障害及びギャンブル等依存症専門会議

アルコール健康障害及びギャンブル等依存について、その対策のあり方を協議し、その結果を埼玉県依存症対策推進会議に報告する。

# 次期 埼玉県依存症対策推進計画の概要

- ・アルコール健康障害及びギャンブル等依存症対策基本法に基づく県計画として位置付けるほか、薬物依存やゲーム障害などを含む依存症対策を進める包括的な計画とする。
- ・行政や関係機関、民間団体等が連携し、それぞれが主体的に取り組むことにより、社会が依存症を理解し、回復者を迎え入れられる依存症対策を推進。
- ・依存症は疾患であり、保健医療の要素を含むため第8次地域保健医療計画に組み込む。
- ・第8次埼玉県地域保健医療計画の令和6年度から令和11年度とする。

## I 埼玉県における依存症の現状

### 患者数と推計数

	令和2年の患者数(人)		県内の推計値(人)
	(外来)	(入院)	
アルコール健康障害	3,887	773	約31,500
ギャンブル等依存症	191	非公表	約117,000

## II 課題

1. 依存症によって、社会生活における人間関係の悪化や経済的問題等、家族や周囲の人たちを巻き込むような二次的な問題が生じやすい。
2. 依存症に対する知識や情報不足等のために、適切な治療や支援を受けられていない(トリートメントギャップ)。
3. 依存症への偏見、差別は問題を潜在化させ、早期発見、早期対応の妨げとなって、本人や家族等の回復支援への取り組む意欲を低下させている。

## 基本理念

- (1) 依存症を理解し、偏見や差別の解消を図るなど依存症からの回復を促す社会づくりを目指す。
- (2) 依存する対象に関わらず、すべての依存症の発症予防(1次予防)、進行予防(2次予防)、回復(3次予防)の各段階に応じた予防施策を実施。
- (3) 依存症に罹患した背景に、複合的な課題が存在していることが多く、医療・福祉・司法等との有機的な連携を図る。

## III 重点課題と基本的施策

	発症予防(1次予防)	進行予防(2次予防)	再発予防・回復支援(3次予防)
重点課題	依存症に関する教育、普及啓発を強化し、依存症の発生を予防	依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に係る切れ目のない支援体制の整備	
基本的施策と主な取組	<b>【若年層への普及啓発、予防教育】</b> ⇒ 児童・生徒・大学生等を対象とした教育・啓発ツールの開発、周知 ⇒ SNSを活用した効果的な広報や教育	<b>【相談窓口の整備、充実強化】</b> ⇒ 依存症相談拠点機関(精神保健福祉センターを指定)、保健所や民間団体を含め、身近に相談できる窓口の周知徹底 ⇒ それぞれの関係機関の特性を踏まえた相談支援体制の構築	<b>【回復支援団体等との協働】</b> ⇒ 自助グループ等、民間団体の活動についての周知 ⇒ 民間団体による主体的な取組の促進
	<b>【それぞれの年齢やハイリスク者など、特徴に応じた普及啓発、予防教育】</b> ⇒ 各世代や特性(未成年者や単身高齢者等の飲酒、生活保護受給者のギャンブル依存問題等)に応じた予防活動 ⇒ 学校教員や支援者(ケアマネージャー・生活保護ケースワーカー等)と連携した予防教育の推進	<b>【治療拠点機関、専門医療機関の整備、充実強化】</b> ⇒ 依存症治療拠点機関(精神医療センターを指定)での専門的な医療の提供 ⇒ 依存症治療専門医療機関の拡充による専門的な治療体制の整備	<b>【依存症連携会議等の開催による関係機関との連携強化】</b> ⇒ 「依存症対策推進会議」等における取組の進捗状況の共有と検証 ⇒ 依存症相談拠点機関が実施する「依存症対策連携会議」における関係機関との連携強化と依存症対策の検討
	<b>【偏見、差別を解消し、スティグマ*を助長させないよう配慮した普及啓発】</b> ⇒ 県民等を対象とした依存症フォーラム、講演会の実施 *スティグマ：ある属性に対するレッテル。偏見や差別に結びつくことで、その属性を有する人々の社会資源へのアクセスが妨がれ、健康格差を生じさせるものをいう。	<b>【研修等による支援者育成】</b> ⇒ 依存症治療拠点機関が実施する医療従事者を対象とした研修の実施 ⇒ 「依存症対策全国センター」が実施する研修への参加による支援者の資質向上	<b>【関係事業者による依存症対策】</b> ⇒ 「依存症対策推進会議」等への参画による情報交換 ⇒ 公営競技や遊技業関係事業者による主体的な取組の促進

## 今後に向けて

- (1) 依存症は「意志が弱い」など個人の課題ではなく、脳の働きの変化による病気であることへの理解促進
- (2) 依存症は回復できる病気だが、回復において“やめられた”のみならず“やめ続ける”ことへの支援に対応した支援
- (4) ゲーム障害、若者の市販薬依存、エナジードリンクによるカフェイン中毒等の動向を把握しながら対応を検討していく



# 《埼玉県内において依存症の治療が可能な医療機関数》

アルコール依存症 22病院 47診療所  
 ギャンブル等依存症 6病院 21診療所  
 薬物依存症 11病院 31診療所

多様な精神疾患等ごとの医療機関の医療機能一覧表(埼玉県内の精神科を標榜する病院)

令和8年2月20日現在

保健医療圏	医療機関名	精神科病床あり	統合失調症	うつ・躁うつ	認知症	児童思春期	摂食障害	身体合併症	PTSD	アルコール依存症	薬物依存症	ギャンブル依存症	高次脳機能障害	HP
全域	1 埼玉県立精神医療センター	○	★	★	◇	★	◇		◇	★	★	★	◇	<a href="https://www.saitama-pho.jp/seishin-c/">https://www.saitama-pho.jp/seishin-c/</a>
	2 埼玉医科大学病院	○	★	★	◆	★	★	★	◇				◆	<a href="http://www.saitama-med.ac.jp/hospital/">http://www.saitama-med.ac.jp/hospital/</a>
南部	3 タムスさくら病院川口	○			◇									<a href="https://kawaguchi-sakura.jp/">https://kawaguchi-sakura.jp/</a>
	4 川口病院	○	◆	◆	◇	◆		◇		◇				<a href="https://kawaguchi-hp.jp/">https://kawaguchi-hp.jp/</a>
	5 戸田病院	○	◆	◆	◆	◇		◇						<a href="https://toda-hp.jp/">https://toda-hp.jp/</a>
	6 菅野病院	○	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◇					<a href="http://www.kanno-hospital.com/">http://www.kanno-hospital.com/</a>

# 埼玉県 地域保健医療計画(第8次)の施策体系

## 第1部 基本的な事項

### 第1章 基本的な考え方

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 基本理念
- 第3節 計画の位置づけ
- 第4節 計画の期間

### 第2章 計画の背景

- 第1節 地勢と交通
- 第2節 人口構造
- 第3節 人口動態
- 第4節 住民の受療状況
- 第5節 医療提供施設等の状況
- 第6節 医療費の概況

### 第3章 医療圏

- 第1節 医療圏の設定
- 第2節 事業ごとの医療圏

### 第4章 基準病床数

- 第1節 基準病床数

### 第5章 計画の推進体制と評価

- 第1節 計画の推進体制と役割
- 第2節 評価及び見直し
- 第3節 進捗状況及び評価結果の周知方法

## 第2部 暮らしと健康

### 第1章 ライフステージに応じた健康づくりとQOLの向上

- 第1節 健康づくり対策  
【健康長寿計画】
- 第2節 食育の推進  
【食育推進計画】
- 第3節 歯科保健対策  
【歯科口腔保健推進計画】
- 第4節 親と子の保健対策
- 第5節 青少年の健康対策
- 第6節 人生の最終段階における医療
- 第7節 動物とのふれあいを通じたQOLの向上

### 第2章 疾病・障害への取組

- 第1節 難病対策
- 第2節 臓器移植対策
- 第3節 リハビリテーション医療
- 第4節 アレルギー疾患対策  
【アレルギー疾患対策推進指針】
- 第5節 肝炎対策  
【肝炎対策推進指針】

### 第3章 健康危機管理体制の整備と生活衛生

- 第1節 健康危機管理体制の整備充実
- 第2節 保健衛生施設の機能充実
- 第3節 安全で良質な水の供給
- 第4節 衛生的な生活環境の確保
- 第5節 安全な食品の提供

## 第3部 医療の推進

### 第1章 疾病ごとの医療提供体制の整備

- 第1節 がん医療  
【がん対策推進計画】
- 第2節 脳卒中医療及び心筋梗塞等の心血管疾患医療  
【脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画】
- 第3節 糖尿病医療
- 第4節 精神疾患医療  
【自殺対策計画】  
【依存症対策推進計画】

### 第2章 事業ごとの医療提供体制の整備

- 第1節 救急医療
- 第2節 災害時医療
- 第3節 周産期医療
- 第4節 小児医療
- 第5節 感染症医療  
【感染症予防計画】

### 第3章 在宅医療の推進

- 第1節 在宅医療の推進

### 第4章 医療の安全の確保

- 第1節 医療の安全の確保
- 第2節 医薬品等の安全対策  
【薬物乱用対策推進計画】
- 第3節 医薬品の適正使用の推進
- 第4節 献血の推進

## 第4部 地域医療構想

- 第1章 地域医療構想の概要
- 第2章 本県の概況と2025年における医療需要等
- 第3章 医療提供体制整備の方向性と地域医療構想の推進体制
- 第4章 各地域の概要及び医療提供体制整備の方向性

## 第5部 医療従事者の確保等

- 第1章 医師の確保に関する事項  
【医師確保計画】
- 第2章 医療従事者等の確保に関する事項  
【薬剤師確保計画】
- 第3章 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項
  - 第1節 外来医療に係る医療提供体制の確保の方針
  - 第2節 区域の設定と推進体制
  - 第3節 外来医療の提供状況
  - 第4節 外来医療に係る医療提供体制の確保に向けた取組

## 第6部 医療費適正化計画

- 第1章 住民の健康の保持の推進
- 第2章 医療の効率的な提供の推進
- 第3章 医療費の見込み
- 第4章 国民健康保険の運営

# 埼玉県依存症対策事業の概要

依存症拠点整備事業 458千円（国1／2 県1／2） 平成30年度～

依存症治療拠点機関の設置 180千円

## 埼玉県立精神医療センター（薬物、アルコール、ギャンブル）

- ①依存症等についての専門的治療の提供
- ②依存症等に関する取り組みの情報発信
- ③医療機関を対象とした依存症等に関する研修の実施
- ④支援体制構築のため、関係機関との連携の強化
  - ・自助グループ連絡調整会議
  - ・埼玉アルコール関連問題連絡会

依存症専門医療機関の設置

- ①選定された依存症等についての専門的治療の提供
- ②依存症等に係る関連問題に対して治療拠点機関や相談機関、依存症回復支援機関等と連携して取り組む。

薬物依存症	アルコール依存症	ギャンブル依存症
済生会鴻巣病院	済生会鴻巣病院 ※与野中央病院 ※白峰クリニック	済生会鴻巣病院 ※白峰クリニック  ※さいたま市指定

依存症相談拠点機関の設置 278千円

## 精神保健福祉センター

依存症専門相談員を配置し、アルコール健康障害、薬物依存、ギャンブル等依存症に係るそれぞれの相談拠点として、以下の事業を実施する。

- ①依存問題に関する個別相談事業
- ②依存症家族教室
  - ・依存症家族教室（アルコール・薬物・ギャンブル）
  - ・ゲーム・ギャンブル等家族教室
- ③依存症対策連携会議
- ④人材育成
  - ・精神保健福祉研修等
- ⑤普及啓発・情報提供
- ⑥回復支援施設等の関係機関への支援

# 埼玉県依存症対策事業の概要

依存症支援団体活用事業 4, 378千円（国1／2 県1／2）

アルコール関連問題、薬物依存症、ギャンブル依存症に関する問題に取り組む民間団体等の活動を支援し、依存症からの回復に資する

薬物相談事業委託 埼玉ダルク（委託費；1, 080千円）

- ・薬物依存症者やその家族からの相談に応じ、助言指導を行う
- ・月曜日から金曜日の10：00～16：00
- ・相談従事者は2名以上の確保が必要

民間団体等活動補助金（3, 298千円） 4団体への補助

補助団体	依存種別	補助金額	補助金の主な用途
①さいたまマック	アルコール施設	800千円	相談支援事業、事例検討会に関する費用等
②埼玉ダルク	薬物依存症施設	1, 200千円	精神科医師、看護師による相談業務に関する報酬
③埼玉県断酒新生会	アルコール自助グループ	898千円	セミナー等の開催、啓発に関する費用など
④ギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部	ギャンブル等依存症家族の会	400千円	家族会ミーティング、基礎講座等の開催など

○ひきこもり支援

## ひきこもりとは

平成22年5月 厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」

- ・ひきこもりは「様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には**6か月**以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を示す**現象概念**」。
- ・なお、ひきこもりは「原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の**統合失調症が含まれている可能性は低い**ことに留意すべき」。

⇒昨今の社会情勢や取り巻く社会環境の変化に伴い、複雑化、複合化した課題等に対応した新たな指針が発行された。



令和7年1月 厚生労働省「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」

- ・ひきこもり状態にある人やその家族に関わる全ての支援者が、支援にあたっての参考（拠り所）となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、支援のポイントなどを網羅的に掲載。
- ・ひきこもり支援の対象者の考え方として、「**社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の本人及び家族**」であり、**その状態にある期間は問わないとした。**

\*ひきこもりの定義が新たに定められた訳ではない。

## ひきこもり推計数

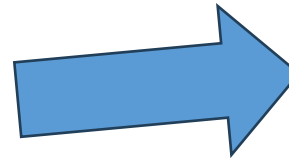
### 【埼玉県】

- ・内閣府平成27年12月調査より算出（15歳～39歳）
- ・内閣府平成30年12月調査より算出（40歳～64歳）



\* 全国 115.3万人

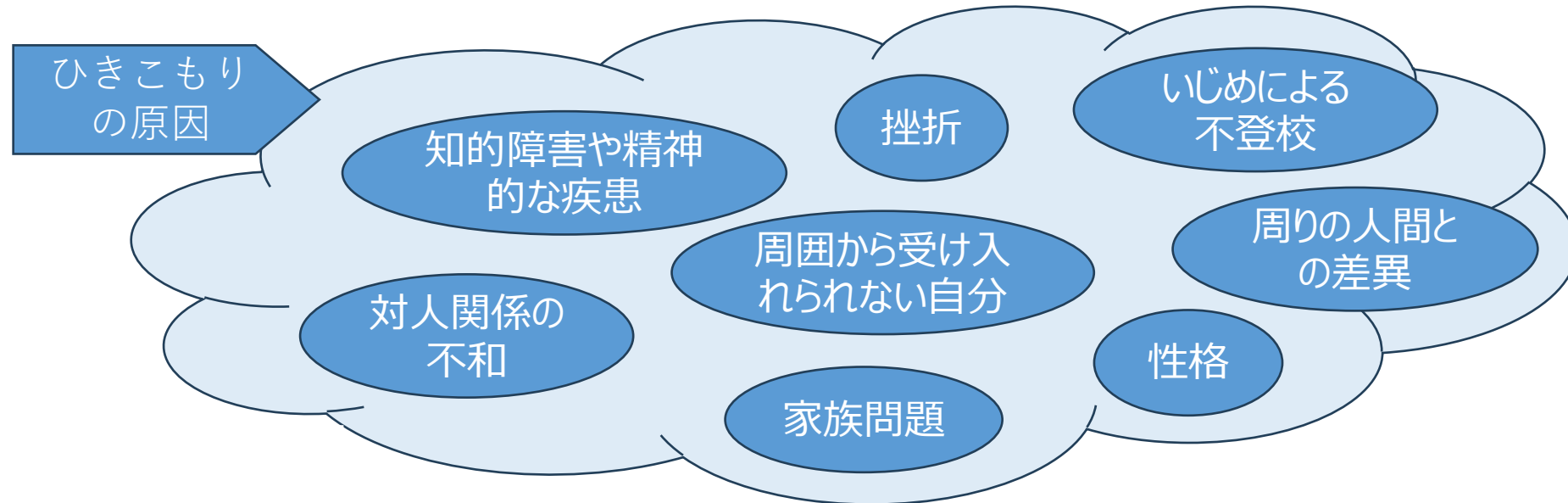
2万人増



- ・内閣府令和4年11月調査より算出（15～64歳）



\* 全国 146万人



⇒ひきこもりは誰にでも起こりうる



目指す姿

- ・今の「自分」を受け入れる
- ・家族等の周囲の「理解」
- ・長い時間をかけてゆっくりと前に進む
- ・自身の意思で今後の生き方などを決める「自律」を目指す
- ・「社会参加」や「就労」はプロセスであり、支援のゴールではない

## ひきこもり相談サポートセンターの運営（委託）

委託先:NPO法人越谷らるご

【概要】 相談への対応、関係機関とのネットワークの構築  
必要な情報を広く情報提供

## 精神保健福祉センター・保健所における相談等

【概要】 電話、面談相談、臨床心理士等による専門相談  
当事者会、家族の集い、講演会の企画等

## 集いの場の運営（委託）

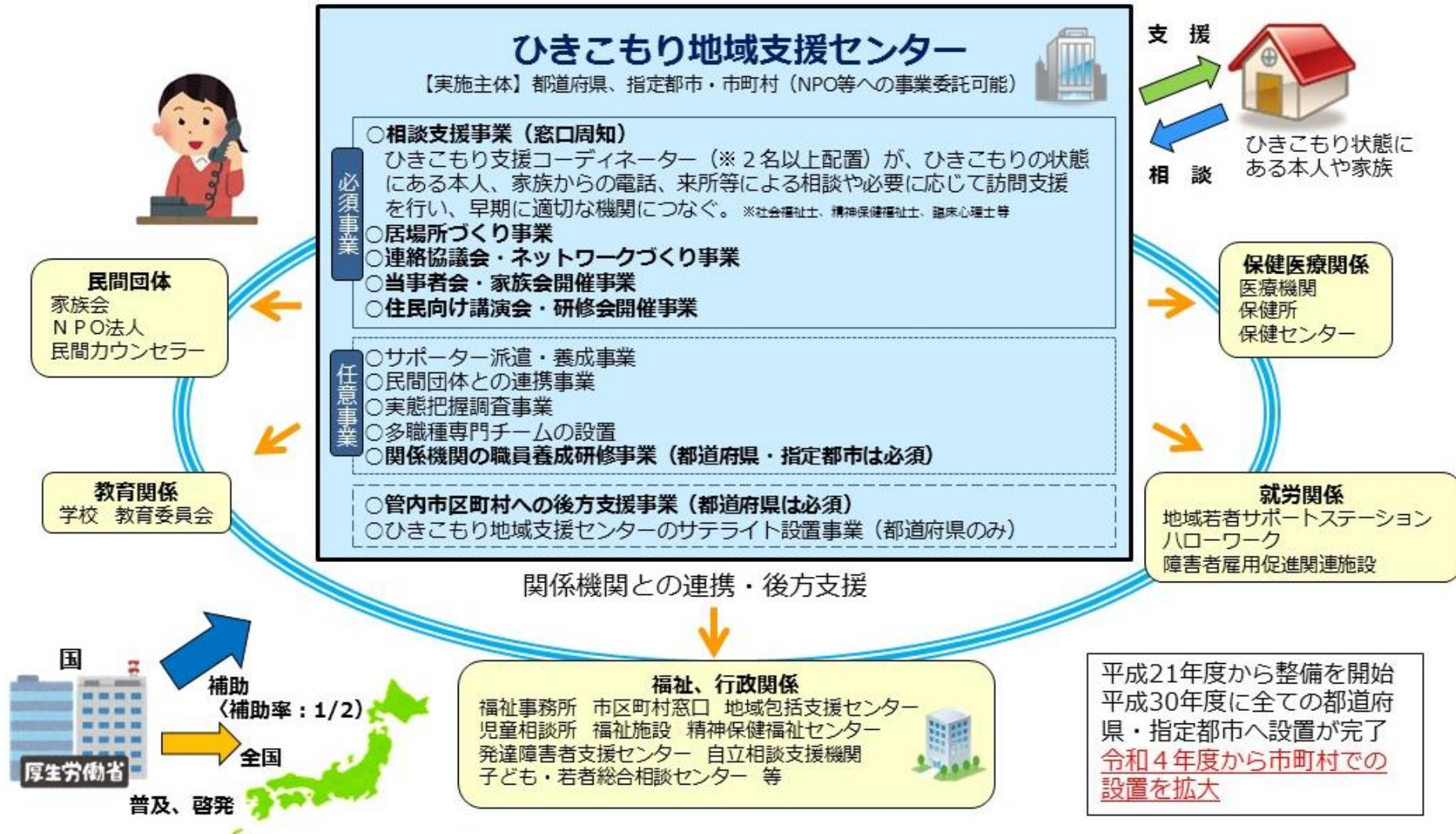
【概要】 ひきこもり状態にある方に安心して集える場所を提供する等により、  
社会参加と自立への足がかりとする。

## ひきこもり訪問サポート事業（委託）

委託先:NPO法人KHJ埼玉けやきの会家族会

【概要】 ひきこもりの状態にある方の自宅訪問等を行い、相談援助をすることにより、社会参加の促進を図る。

## ひきこもり地域支援センター等設置運営事業（平成21年度～）



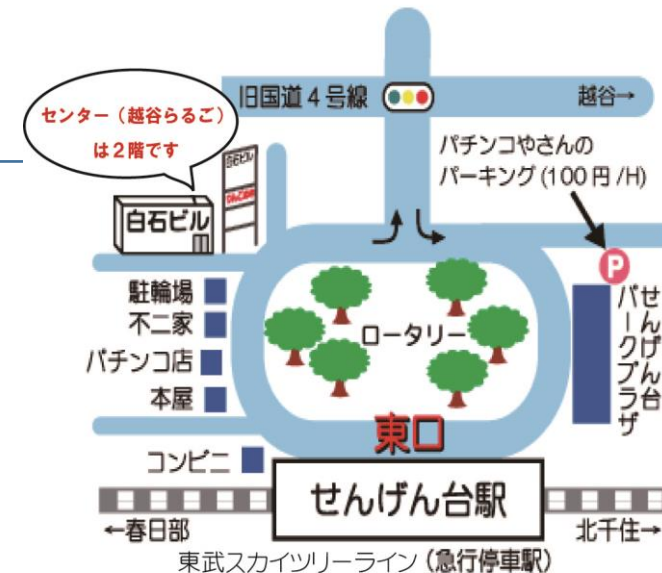
## H27.11設置 NPO法人越谷らるごに委託（さいたま市は別途設置）

### ○概要

- ・ひきこもりに特化した相談窓口
- ・支援コーディネーターによる本人や家族からの相談に対応（電話や面談等）
- ・地域における関係機関とのネットワークの構築
- ・ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供

### ○相談受付

- ・相談時間：月・水～土曜日 10：00～18：00
- ・電話番号：048-971-5613
- ★令和3年度よりZoom相談開始！！
- 土曜日 10：00～18：00



※駐車場はありません

## 令和4年3月29日施行(公布日)「埼玉県ひきこもり支援に関する条例」

### 1 背景

当事者や家族の不安に付け込み、本人の意思を無視して強引に自宅や自室から出して高額な費用を請求する「引き出し屋」と呼ばれる悪質業者によるトラブルも確認されている。本人及びその家族が孤立することのないよう、身近に安心して支援を受けることのできる環境を整備していくことが重要であるとの考えから埼玉県議会自由民主党議員団のPTで条例案が検討されてきた。

### 2 概要

県が良質な民間支援団体等を支援し、行政と民間支援団体等が共にひきこもり状態にある人とその家族を支援できる環境を整備し、本人及びその家族が安心して支援を受けられるよう議員提案により条例を制定(令和4年2月県議会で議決)。

### 3 主な内容

- 県は、基本理念にのっとり、ひきこもりの支援に関する施策を総合的に実施するものとする。施策を実施するに当たっては、市町村、民間支援団体等その他の関係する者と相互に連携を図るものとする。
- 民間支援団体等は、基本理念にのっとり、県、市町村と連携を図りながらひきこもり状態にある人及びその家族に対する支援を行うよう努めるものとする。

## 令和4年3月29日施行(公布日)「埼玉県ひきこもり支援に関する条例」

### (目的)

第一条 この条例は、ひきこもり支援に関し、基本理念を定め、県の責務及び民間支援団体等の役割を明らかにするとともに、民間支援団体等による支援を推進するために必要な事項を定めることにより、安心して支援を受けられる社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ひきこもり支援 ひきこもり状態にある者及びその家族に対する支援並びに民間支援団体等の活動に対する支援をいう。
- 二 ひきこもり状態 自宅又は自室に長期間閉じこもり、他人又は社会とのかかわりを回避している状態をいう。
- 三 民間支援団体等 ひきこもり状態にある者及びその家族に対する支援を行う団体又は個人をいう。

### (基本理念)

第三条 ひきこもり支援は、ひきこもり状態にある者の意思を尊重して行われなければならない。

- 2 ひきこもり支援は、ひきこもり状態にある者及びその家族が孤立しないよう、必要に応じて社会とのかかわりをもてるよう行われなければならない。
- 3 ひきこもり支援は、ひきこもり状態にある者及びその家族が身近な場所で支援を受けられることを目指して行われなければならない。

## 令和4年3月29日施行(公布日)「埼玉県ひきこもり支援に関する条例」

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、ひきこもり支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村及び民間支援団体等と相互に連携を図るものとする。

(民間支援団体等の役割)

第五条 民間支援団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村と連携を図りながらひきこもり状態にある者及びその家族に対する支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体等による支援の推進)

第六条 県は、民間支援団体等がひきこもり状態にある者及びその家族に対する支援を効果的に行うことができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、ひきこもり状態にある者及びその家族が必要な支援を受けられるよう、支援に積極的に取り組む民間支援団体等を周知するものとする。

(体制の整備)

第七条 県は、ひきこもり支援に関する施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第八条 県は、ひきこもり支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## ○スケジュール

- ・各市町村、保健所等を対象に調査を実施(5月～6月)



- ・調査により提出された団体に対して、疾病対策課、保健所、市町村の職員合同で現地確認を実施(7月～8月)



- ・HPで公表(9月)

※調査票の提出は随時受け付けている

## ○公表のための基準

- ・団体等の活動は埼玉県ひきこもり支援に関する条例の基本理念に合致するものであるか。
- ・支援の対象者から参加料等を徴収する場合において、当該参加料等の金額が、活動の実施上やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるものでないか。
- ・団体等について、その存在が明確でないもの又はその事業遂行能力が十分でないものではないか。
- ・私的な利益を目的とするものではないか。
- ・団体の趣旨や活動に政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれていないか。
- ・その他県が公表をすることが適当であるか。

# 民間支援団体の周知について

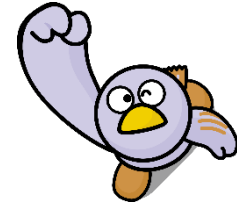
保健医療部疾病対策課

例：川越比企地域

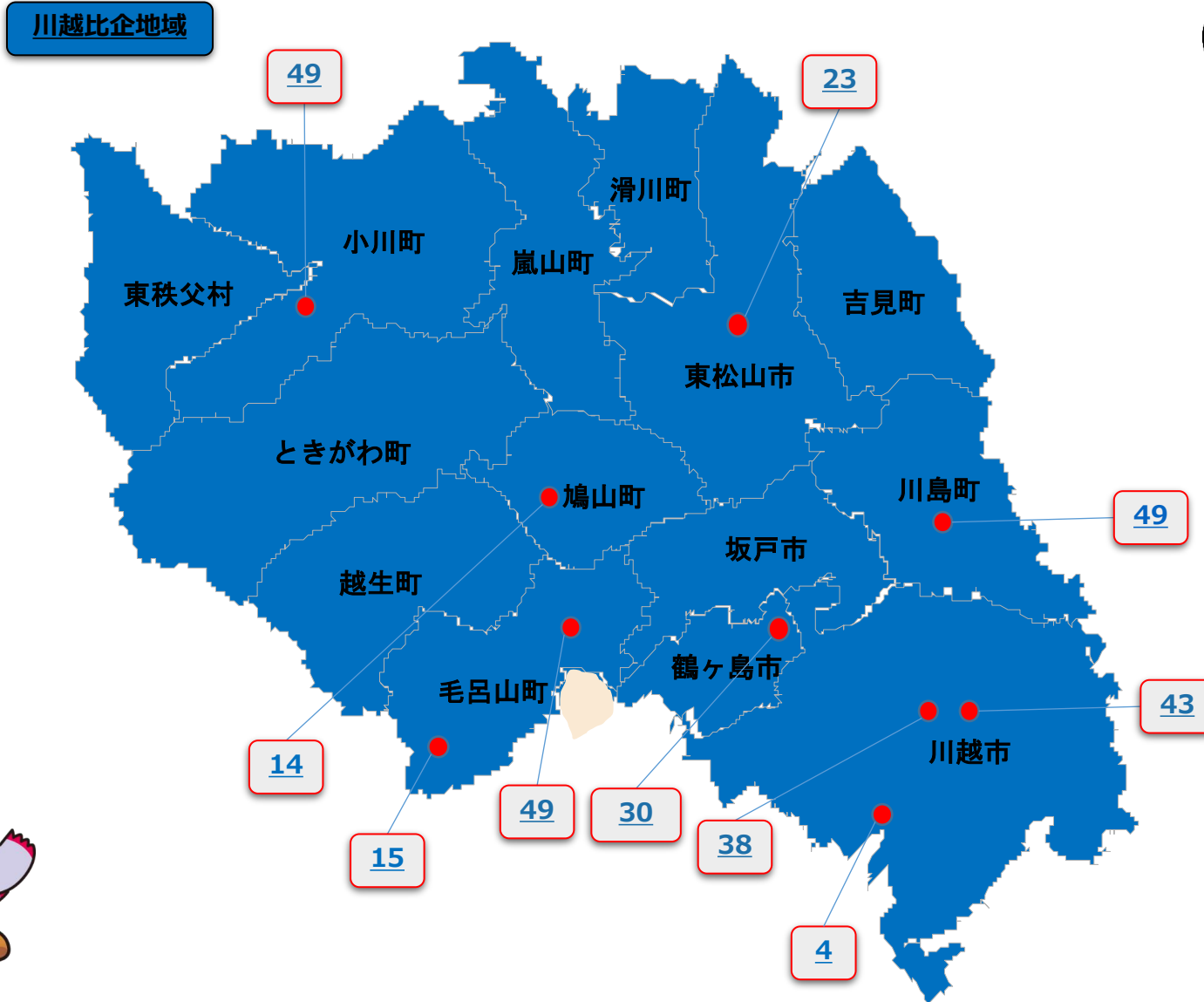
R7.4月末時点



埼玉県マスコット  
「さいたまっち」



埼玉県マスコット  
「コバトン」



埼玉県マスコット  
「コバトン」  
「さいたまっち」

## ○ひきこもり支援に関する状況調べ

R7.3月末調査

調査内容	実施済 (進捗状況)
ひきこもり相談窓口の設置	63/63 (100%)
ひきこもり相談窓口の明確化	58/63 (92.1%)
ひきこもり相談窓口の周知	55/63 (87.3%)
市町村プラットフォーム設置状況	58/63 (92.1%)

- ・「相談窓口の明確化」とは、ひきこもりに関して悩みを持つ方が、それぞれの状況に応じてどこに相談すれば良いか分かるよう、行政が窓口を明示することを指す。
- ・「市町村プラットフォーム」とは、ひきこもり支援を進めるに当たって、様々な部局・機関や地域の多様な主体が関係性（ネットワーク）を構築するもの。

## 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金「ひきこもり支援推進事業」

▶補助率 国1／2、市町村1／2(原則)

### 【事業内容】

- ア 相談支援事業
- イ 居場所づくり事業
- ウ 連携協議会・ネットワークづくり事業
- エ 当事者会・家族会開催事業
- オ 住民向け講演会・研修会の開催
- カ サポーター派遣・養成事業
- キ 民間団体との連携事業
- ク 実態把握調査事業
- ケ 専門職の配置
- コ 多職種専門チームの設置
- サ 関係機関の職員養成研修
- シ 管内市区町村・行政区への後方支援
- ス ひきこもり地域支援センターのサテライト設置

〈ひきこもり地域支援センター事業〉  
ア～オが必須事業

〈ひきこもり支援ステーション事業〉  
ア～ウが必須事業

〈ひきこもりサポート事業〉  
必須事業無し(全て任意事業)

- ・令和4年度に要綱が改正され、対象の事業が大幅に増えた。
- ・令和5年度は4市がひきこもりサポート事業を実施(政令市、中核市を除く)
- ・令和6年度にはひきこもり支援ステーション事業を実施した市町村もある。
- ・補助金を活用し、市町村のひきこもり支援事業を推進していただきたい。

## ひきこもり支援ステーション事業及びひきこもりサポート事業

### ひきこもり支援ステーション事業 (R4~)

必須事業

#### ○相談支援事業 (窓口周知)

ひきこもり支援コーディネーター (1名以上配置) が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関につなぐ。

#### ○居場所づくり事業

#### ○連絡協議会・ネットワークづくり事業

任意事業

- 当事者会・家族会開催事業
- 住民向け講演会・研修会開催事業
- サポーター派遣・養成事業
- 民間団体との連携事業
- 実態把握調査事業
- 専門職の配置



#### <主な取組例>

##### A市 人口約 約19万人

相談窓口は一部社福法人へ委託により開設  
その他、農作業を通じた居場所の開設や、住民等への実態調査を予定

##### B町 人口約 約1.5万人

相談窓口は法人へ委託により開設、アウトリーチ型支援も実施する。町が運営するデイケアと連携したグループ活動、居場所の設置等



ステーション事業、サポート事業は、2以上の自治体による共同実施も可能

※サポート事業からステーション事業への移行

### ひきこもりサポート事業 (H30~)

ひきこもり支援の導入として、地域の特性や対応状況に合わせて任意の事業を選択 (複数可) して実施

相談支援事業

居場所づくり事業

連絡協議会・ネットワークづくり事業

当事者会・家族会開催事業

住民向け講演会・研修会開催事業

サポーター派遣・養成事業

民間団体との連携事業

実態把握調査事業



#### <主な取組例>

##### C市 (中核市) 人口約 37万人

ひきこもりに悩んでいる家族を対象に、認知行動療法に基づくCRAFT手法を用いた関わり方研修を開催 (委託)  
全6回コース×2回 (年)

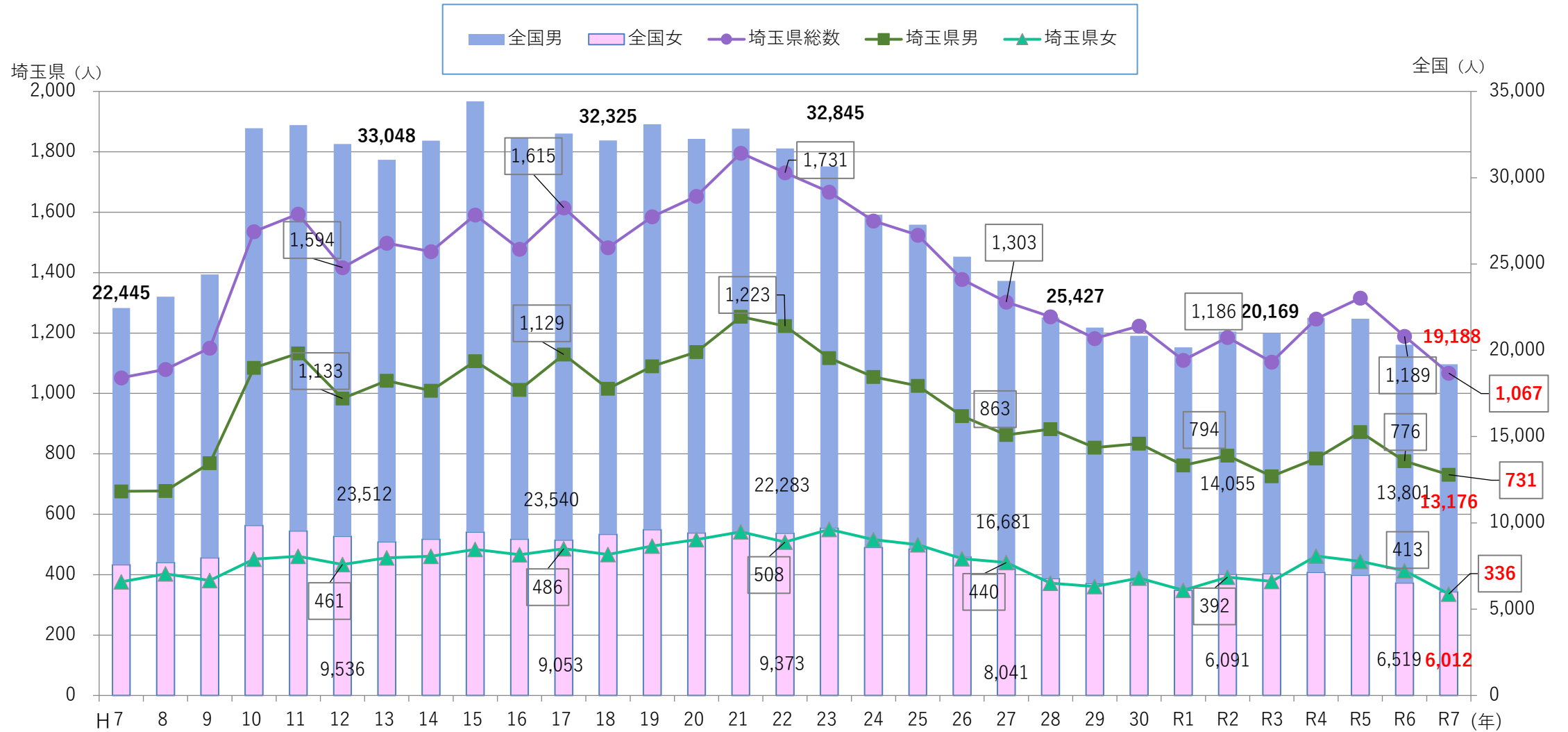
##### D市 人口約 9.5万人

民生委員児童委員へのアンケート調査による実態調査を実施  
・事前説明会の開催  
・作成と結果分析等



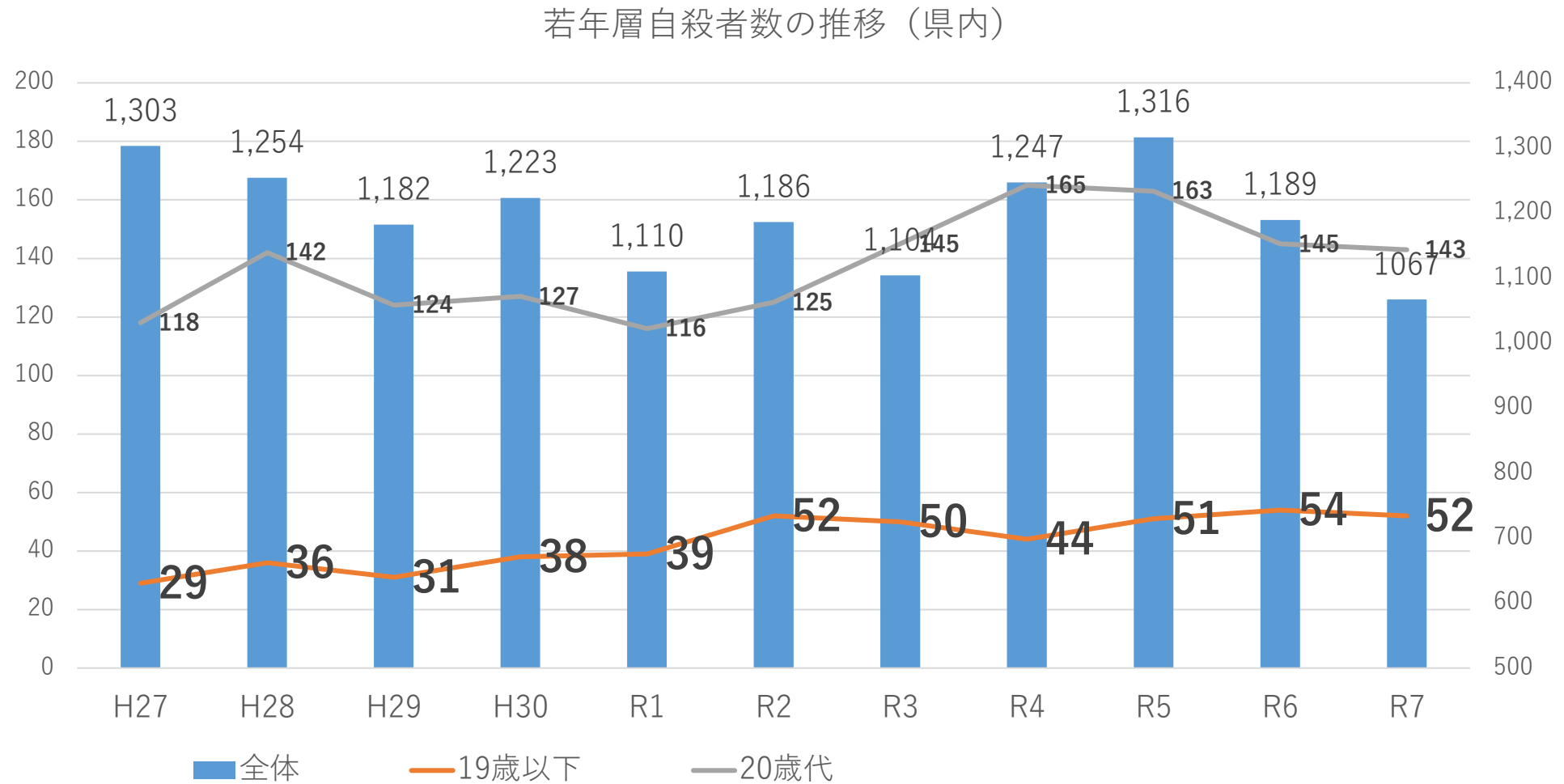
○自殺対策

# 自殺者数の長期的推移（全国・埼玉県）



[警察庁「自殺の状況」を基に作成（確定値）]

# 自殺者数の長期的推移（埼玉県・若年層）



「令和6年度埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」では小中高校における児童生徒の自殺は28件と過去30年で最多件数となった。

# 埼玉県の主な自殺対策(1)

## 相談体制整備

### ◆暮らしとこころの総合相談会（毎週木曜・年48回）

弁護士、司法書士による多重債務や失業等の**生活相談**と、精神保健福祉士等による**こころの相談**をさいたま市宇宙劇場にて、原則木曜日15時～19時に月4回実施している（計48回）。電話による相談も随時受け付け。令和6年から市町村との共催を実施。

### ◆こころの健康相談統一ダイヤル

厚生労働省が運用する全国共通の相談ダイヤルで、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続される。令和2年11月から、休日・夜間を民間委託することにより、**24時間365日に拡充**している。

## 若年層対策

### ◆こころのサポート@埼玉（LINE相談）（拡充）

若年層向けにLINEを通じた相談事業。相談日を日・月曜日としていたが、令和6年度から毎日実施。さらに令和8年度から相談回線（相談員数）を拡充した。毎日19時～23時で相談を受け付けている。

### ◆小中高校生へのメッセージカードの配布等（配布学年を拡充） ※教育局が実施

児童生徒が抱える問題や悩みに対し、「一人で悩まずに相談し、たったひとつの生命を大切にしよう」というメッセージと相談窓口（24時間365日対応）を掲載したカードを配布している。

### ◆検索連動型広告（新規）

自殺に関連するキーワードを検索した検索者に対し、端末に広告形式で相談先を表示。検索者が相談事業に直接アクセスできるようにする。

### ◆AIこころの相談（新規）

AIチャットボットへの相談・傾聴を行うとともに、相談内容に応じて他の相談事業を案内することにより、若年層のセルフケアを推進する。

# 埼玉県の主な自殺対策(2)

## 自殺ハイリスク地向け対策

### ◆鉄道会社で介入者支援者支援研修

本県で自殺ハイリスク地になりつつある鉄道路線（首都圏新都市鉄道・埼玉高速鉄道）の駅職員等を対象に**職業別ゲートキーパー研修**を実施し、自殺に関する正しい知識、声のかけ方、専門家へのつなぎ方等を学んでもらう。

### ◆鉄道会社への補助

駅ホームへの**青色LED照明の設置**や**踏切等への自殺防止看板の設置**などについて補助している。

### ◆鉄道内や駅構内での普及啓発

9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間などの時期に、自殺防止のためのPR映像や相談窓口紹介動画を大宮駅の**デジタルサイネージ**や京浜東北線、埼京線車内の**トレインチャンネル**で放映している。

## 連携体制構築

### ◆自殺対策連絡協議会

県医師会や埼玉いのちの電話等関係機関及び民間団体との連携を図り、総合的な自殺対策を図っている。

### ◆市町村自殺対策担当者会議

精神保健福祉センターと共催し、市町村及び保健所の自殺対策担当者を集めグループワーク等を行っている（年1回）。令和5年度はさいたまチャイルドラインの講演、令和6、7年度は暮らしとところの総合相談会について取組報告を行った。

### ◆九都県市自殺対策連絡調整会議

各県市が持ち回りで事務局を担当し、自殺対策キャンペーンの取組等を共有する場を設けている。

# 埼玉県の主な自殺対策(3)

## 自殺対策推進計画の策定

平成28年の自殺対策基本法の改正により、全自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられたことに伴い、埼玉県では平成29年度に第1次計画（平成30年度～令和2年度）、令和2年度に第2次計画（令和3年度～令和5年度）を策定している。令和6年度から、その他関連施策と一体となって自殺対策の推進を図るため「**地域保健医療計画（令和6年度～令和11年度）**」に統合された。

(単独策定ではなくなった)

## 自殺対策推進センターの設置・運営

市町村における自殺対策計画の策定を支援することを主な目的として、平成29年度、精神保健担当内に自殺対策推進センターを設置した。市町村における自殺対策の円滑な実施を支援するため、各市町村に対して自殺の実態や特徴などの情報提供や助言を行っている。

# 埼玉県の主な自殺対策(4)

## 補助事業・民間連携

### ◆市町村への自殺対策事業費補助（地域自殺対策強化交付金）

各市町村自殺対策計画に基づいて自殺対策を行う市町村に対して補助を行っている。

### ◆自殺未遂者及び自死遺族への支援

医師会に委託し、医療関係者や行政職員、介護職員等に対する研修を行っている。令和6、7年度は若者の自殺対策をテーマに実施。遺族支援では相談窓口や支援情報等を記載したパンフレットを配布。

### ◆さいたまチャイルドラインへの補助

18歳までの子どものための相談電話。チャットでも相談できる。

相談員募集広告費用、相談員の資質向上研修費用、メッセージカード作成費用等へ補助をしている。

### ◆埼玉いのちの電話への補助・後援

相談員募集広告費用、相談員の資質向上研修費用の補助、映画会・公開講演会の後援を行っている。

### ◆ReBit（リビット）への補助

NPO法人ReBitに補助を行い、教育委員会や学校に無料でLGBTQに関する教職員向け教材を配布し、教員の自学や校内の教員勉強会が無償で行える体制を整える。

### ◆自殺予防キャンペーン

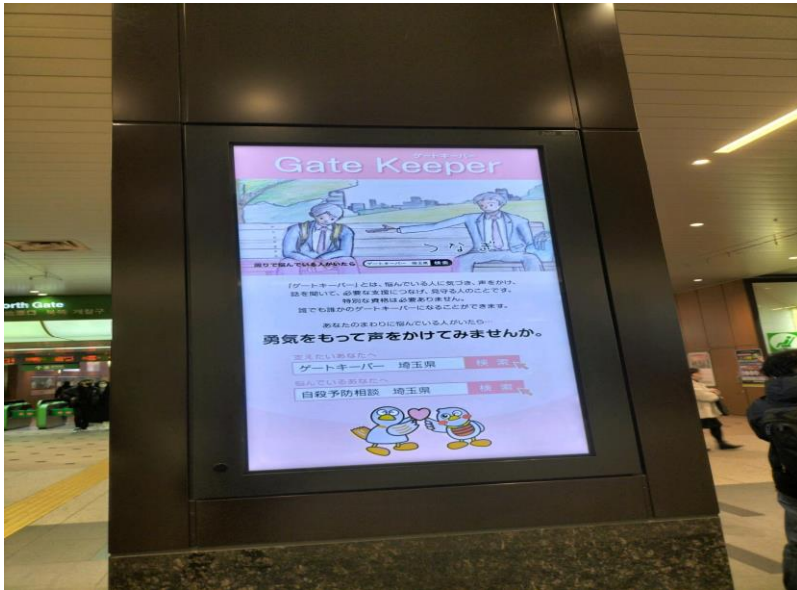
相談先等が記載されたカードを作成し、VIVA LA ROCK（5月開催）等のイベントにおいて、県民に対し配布している。

# ゲートキーパーとは・・・

ゲートキーパーとは、「地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに**気づき**、その人の**話を受け止め**、**見守り**、必要に応じて専門相談機関に**つなぐ**などの役割が期待される人」のことで、「**命の門番**」とも言われます。

## ○ゲートキーパー普及啓発事業

➡大宮駅構内デジタルサイネージやトレインチャンネル等で放映している。



デジタルサイネージ

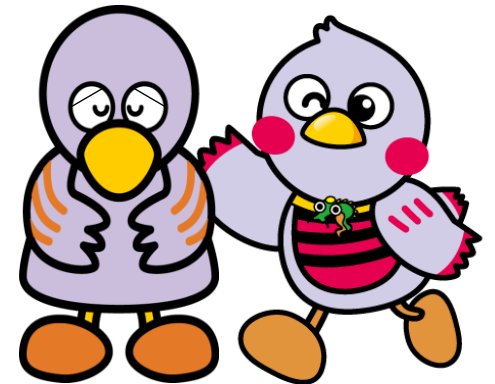


トレインチャンネル

## 「ゲートキーパー」4つの役割



特別な資格は必要ありません

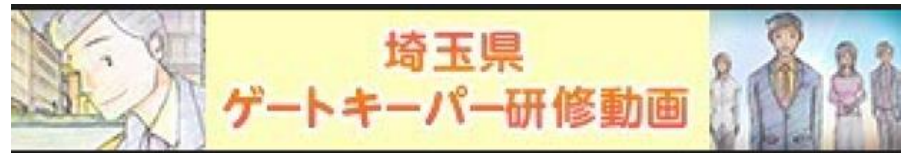


「コバトン」

「さいたまっち」

# ゲートキーパー研修動画について

○令和5年3月にゲートキーパー養成のための研修動画を作成、公開中！



【タイトル】

“悩みに気づく 心こころ支える ゲートキーパー (20分)”

【視聴方法】

(URL) <https://youtu.be/YdIftHitMTY> (QRコード)



## ○疾病対策課からのご案内



### ・ゲートキーパー研修動画について

近年減少傾向にあった自殺者数は、令和4年5月に増加に転じました。さらに、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰などにより令和4年の中高年の自殺者数が、前年比36%増となるなど、過去6年間で最多を記録しました。

そのため、埼玉県では自殺予防対策の一環として、ゲートキーパーの養成に力を入れて取り組んでおります。

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、特別な資格は必要ありません。

多く県民の皆様にゲートキーパーの役割を担っていただくことで自殺予防につながるよう、ゲートキーパー研修動画を作成しましたので、是非ご視聴ください。

### ○“悩みに気づく ころろ支える ゲートキーパー”

#### 【視聴方法】

(URL) <https://youtu.be/YdlftHitMTY>

(QRコード)



### ・ひきこもり民間支援団体等周知動画について

埼玉県では、民間支援団体等と連携し、ひきこもり状態にある方やそのご家族が必要な支援を受けられるよう様々な支援を実施しています。

そのなかで、ひきこもり状態にある方やそのご家族が団体にアクセスしやすい環境を整えることを目的とし、民間支援団体等の活動周知動画を作成しましたので、是非ご視聴ください。

また、「サイタマどうが」には民間支援団体を利用する引きこもり当事者の体験談の動画等もあります。併せてご視聴ください。

### ○“ひきこもり民間支援団体等の活動周知動画（団体活動紹介ダイジェスト版）”

#### 【視聴方法】

(URL) <https://youtu.be/TyOI-4YAGw>

(QRコード)

